

改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法等について

令和8年10月

農林水産省	新事業・食品産業部	食品流通課	物流生産性向上推進室
国土交通省	物流・自動車局	貨物流通事業課	トラック事業適正化対策室

物流効率化法における中長期計画の策定について

農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室

荷主・物流事業者に対する規制措置（物流効率化法）

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- 荷主***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち**一定規模以上のものを特定事業者**として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、物流効率化の取組の実施状況が判断基準に照らして著しく不十分である場合、**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。
※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

○作成期間

- ・ 毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出

○記載内容

- （1）実施する措置
- （2）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3）実施時期 等

定期報告

○記載内容

- （1）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3）荷待ち時間等の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法

- ・ 取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
- ・ 荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- ・ 社内の関係部門（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）間の連携体制の構築や社内研修の実施 等

今後のスケジュール【想定】

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
 - 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
 - **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
 - 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布
 - **2025年4月1日** **法律の施行①**
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表 等
 - **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
 - **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施
 - **2026年4月1日** **法律の施行②**
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
 - **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
 - **2026年10月末** **中長期計画の提出** ※初年度のみ。2027年度以降は7月末
 - **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施
 - **2027年7月末** **定期報告**の提出
- 特定事業者の指定に向け
荷主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉庫：保管量の把握
- 定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

中長期計画の概要

- 各事業者における物流効率化について、**最長で5年間の計画**を示すものです。
- 物流は、事業者ごとに多様な形態や品目特性があるため、物流効率化法では一律の取組を義務付けるのではなく、国が示す判断基準を基に、特定荷主ごとに中長期計画で事業の特性に応じて取組を具体化することとしています。
- 「①積載効率の向上等」、「②荷待ち時間の短縮」、「③荷役等時間の短縮」の3領域について、**特に課題のある運行に重点化**しながら、**取引先との協議や技術導入・施設整備など中長期的な対応も含め**計画を検討し、作成・提出していただく必要があります。

誰が？（対象）	● 特定荷主に指定された事業者。特定荷主は中長期計画書を作成して提出する義務が課されます。
いつまでに？ （期限）	● 特定荷主の指定を受けた年度の7月末日が締切です（例：2028年度に指定→2028年7月末までに提出）。ただし、2026年度に限り、10月末日まで延長されています。 ● 中長期計画書の計画期間は、最長で5年間。以降は計画に変更があればその翌年度、変更が無ければ「最後に提出した中長期計画の最終年度の翌年度」7月末までに次の計画を提出します。例えば、初回計画を2026～2030年度で提出した場合、次回提出は2031年7月末までに行います。 ● 計画期間中に内容を変更した場合(※)は、その変更があった年度の翌年度7月末日までに更新版を提出します。例えば2028年度に計画変更→2029年7月末日までに改訂計画を提出。 ● 計画に変更がない場合、計画期間中の新たな提出は不要です（毎年提出しなくても問題ありません）。ただし、「定期報告書（様式第5）」は別途毎年の提出義務があります。
どこへ？（提出先）	● 特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣（地方支分部局長）全てに提出します。特定荷主の指定通知を確認し、差出人に書かれた省庁を全て選択してください。

中長期計画の記載例について

- 特定荷主に指定された事業者は、**毎年度7月末までに中長期計画・定期報告を作成し、荷主事業所管省庁に提出することが必要。**
※2026年度は中長期計画のみの提出、10月末まで
- 他方、これまで物流の効率化に取り組めていなかった特定荷主や、取組が進んでいてもどのような記載ぶりで計画・報告を作成すれば良いのか、策定が進まないことが想定されるため、**事例集**を策定。
- 事例集は、経済産業省では、製造業、卸売業、小売業及び連鎖化事業者の4種類ごとに、それぞれ「取組が進んでいる企業向け」、「これから取組を深める企業向け」の2つの記載例を提示しており、自社の取組状況等に応じて参照する記載事例を選択することが可能。農林水産省でも農業協同組合向けの記載事例をHPに掲載。



食品等の流通の合理化について

食品等の流通において、物流は生産地から消費地までの輸配送などを担う不可欠なインフラです。
このページでは、政府として閣議決定する総合物流施策大綱、農林水産省における物流対策本部やタスクフォース活動、物流効率化法、補助事業ほか物流関係の検討会・調査実績について掲載します。

貢献するSDGs

ロゴをクリックすると目標ごとの掲載ページにリンクします

8 持続可能な開発目標

9 産業と雇用

12 持続可能な消費

2025年11月12日に第7回農林水産・食品の物流に関する官民合同タスクフォースを開催しました。
(詳細は「農林水産・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」タブより)
資料1-1 2024年問題の振り返り(PDF: 1,229KB) 
資料1-2 今後の取組方針(PDF: 2,459KB) 

農林水産物・食品の物流生産性向上取組事例集
青果物(産地)(PDF: 2,864KB) ・市場(PDF: 3,703KB) ／花き・水産・その他(PDF: 2,563KB) ／加工食品(PDF: 2,301KB) 

全国中央市場青果卸売協会物流部会会員の「荷待ち混雑度の可視化、荷下ろし場所等」公表  (外部リンク)

農業用施設の整備と併せた流通合理化について(PDF: 1,607KB) 

11型レンタルパレット導入支援について(PDF: 1,251KB) 

物流効率化法関係資料(詳細は「物流効率化法」タブより)
特定荷主の手引(R8.3.30更新)(PDF: 7,716KB)  **New!**
食品流通業における重量算定の例(PDF: 339KB) 
1A向け物流効率化法説明資料(PDF: 3,953KB) 

中長期計画書記載事例(農業協同組合)(PDF: 426KB)  **New!**

本記載例については、どのような内容をどの程度記載すればよいからイメージできるようにすることを目的としており、必ずしもこれらの取組を実施しなければならないというものではありません。
※各道府県・地域の施策(取組目標、取組内容、事業実施計画)や課題認識に応じて、取組や実施時期、取組を調整しながら、参考として活用してください。

様式第3 (第6条関係)

中 長 期 計 画 書

国農産物出荷 概
※主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局
2026年10月1日

住 所 東京都千代田区有明1-2-1
法人名 農協農業協同組合
法人番号 1234567890123
代表者の役職 代表理事会長
代表者の氏名 農林 太郎

物流の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 特定荷主の名称等	
特定荷主番号	123456789012345678
事業所の名称	農協農業協同組合
主たる事業所の所在地	〒100-8900 東京都千代田区有明1-2-1
主たる事業	農協協同組合(協に分類されないもの)
主たる事業の区分番号	8 7 1 1
区分	☒ 特定第一種荷主 ☒ 特定第二種荷主
物流効率化推進者の氏名・氏名	代表理事会長 氏名 農林 太郎
作成担当者連絡先	所在地 〒100-8900 東京都千代田区有明1-2-1 職名 代表理事会長 氏名 農林 太郎 電話番号 (03-1234-5678) メールアドレス example@example.co.jp
計画期間	(2026年度) 年度 ～ (2030年度) 年度 計画内容の変更あり

国土交通省からの説明

令和8年10月5日

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課
トラック事業適正化対策室

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
 - ・ 真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
 - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者以外のもの

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



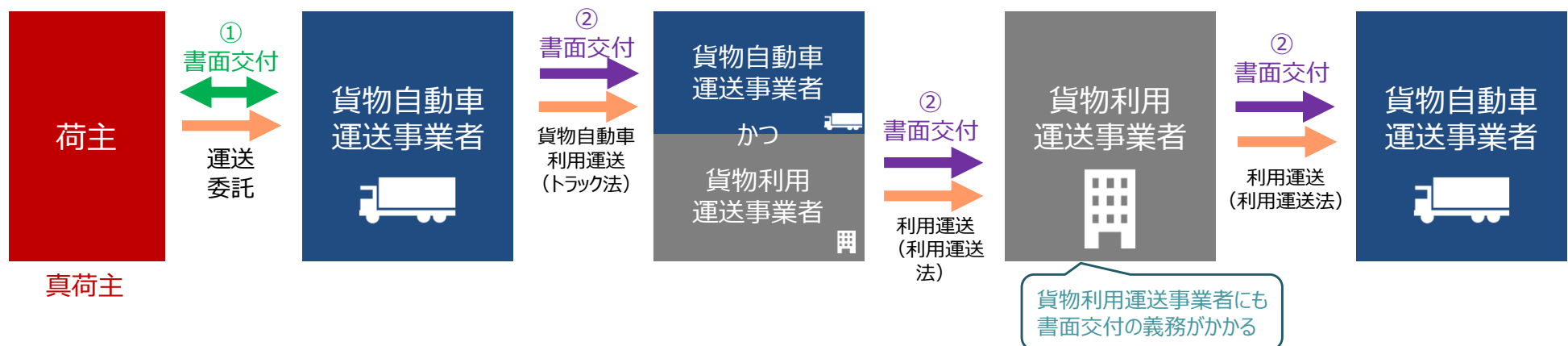
- ①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇄トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付
(トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者)

改正

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



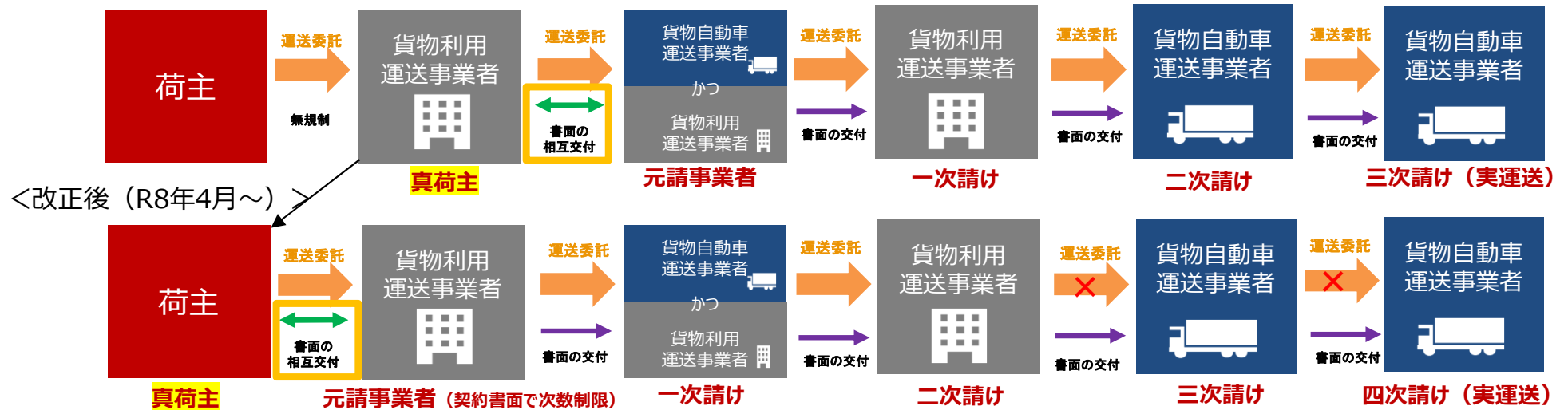
<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



トラック適正化2法の成立によりトラック法の「**真荷主**」の定義が**変更**されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。

<現行（R7年4月～）>

書面交付義務



※赤字は法定事項

運送申込書／運送引受書

(※) 申込者は本件内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物
自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である
場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等		申込日：令和 8年 4月 1日	
申込者	社名又は氏名	〇〇食品㈱	電話 028-111-****
			FAX 028-222-****
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	E-mail *****@aaa.co.jp
		[担当者名]	国土 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 ☒			
荷受人	社名又は氏名	△△商店	電話 03-5555-〇〇〇〇
			FAX —
	住所	東京都△△区△△3-3-3	E-mail —
		[担当者名]	貨物 三郎
運送を受ける者	社名又は氏名	□□運輸㈱	電話 028-333-xxxx
			FAX 028-444-xxxx
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	E-mail xxxxxx@xxx.co.jp
		[担当者名]	運輸 一郎

II 運送の役務			
集貨先／発送地	〇〇食品㈱ A工場	集貨／発送の希望日時	令和8年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の希望日時	令和8年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託		有・(無)	
品名	冷凍食品	品質	-15℃以下
重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数	10パレット(1パレット当たり段ボール10箱)
運送の振種別	貸切距離制	車種	冷凍車(1トン)
		台数	1 両

III 荷役作業・附帯業務等	
積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間(30分程度) 取卸し作業の委託 (有)・無 予定作業時間(30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・梱入れ作業(予定作業時間：60分程度)

IV 運賃及び料金				
運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	
積込料	2,500 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円	
取卸料	2,500 円			
待機時間料	円	(見込み待機時間：分、30分あたり単価：円)		
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円
	荷造り	円	仕分け	円
	保管	円	検収及び検品	1,500 円
	横持ち及び縦持ち	円	梱入れ	1,500 円
	ラベル貼り	円	はい作業	円
消費税額	6,000 円			
合計額	70,000 円			
運賃及び料金の支払方法		銀行振込 50,000円(支払期日：令和8年4月30日) 電子記録債権 20,000円(支払期日：令和8年4月30日)		

V その他			
集貨／発送の予定日時	令和8年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。
令和 8年 4月 1日 運送引受者(貨物自動車運送事業者) □□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

あくまでも一例であり、法定事項が網羅されていれば、
既存のものやメール等でも可(新たに書面を作成する必要はない)

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主→貨物自動車運送事業者 メール送

差出人：*****@aaa.co.jp
送信日時：2025 年 4月 1日 火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
品名：冷凍食品1トン(10パレット)
積込：4/5 12時(〇〇食品 A工場)
取卸：4/5 15時(△△商店)
積込作業の委託：有、30分程度
取卸作業の委託：有、30分程度
附帯業務の内容：
15 時 30分～16 時 30分、倉庫内における
検品・梱入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
有料道路利用料(税込) 4,000 円
燃料サーチャージ 2,000 円、
積込料及び取卸料 5,000 円
附帯業務料：3,000 円
消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子
〒*****
栃木県〇〇市〇〇1-1-1
TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****
E-MAIL：*****@aaa.co.jp

(※) 貨物自動車運送事業者から真荷主に
してメールを返信するときは、記載例の
ように、真荷主から受信したメールを引
用する形で「依頼を引き受ける旨」を記
載すれば、返信メールの本文に改めて法
定事項を記載し直す必要はない。
この点は、貨物利用運送事業者におい
ても同様である。

貨物自動車運送事業者→真荷主 メール返

差出人：xxxxxx@xxx.co.jp
送信日時：2025 年 4月 1日 火曜日 13:25
宛先：*****@aaa.co.jp
件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

〇〇食品㈱ 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解し
ました。(※)

□□運輸㈱ □□課 運輸 一郎
〒xxx-xxxx
栃木県□□市□□2-2-2
Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----
差出人：*****@aaa.co.jp
送信日時：2025 年 4月 1日 火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
品名：冷凍食品1トン(10パレット)
積込：4/5 12時(〇〇食品 A工場)
取卸：4/5 15時(△△商店)
積込作業の委託：有、30分程度
取卸作業の委託：有、30分程度
附帯業務の内容：
15 時 30分～16 時 30分、倉庫内における
検品・梱入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
有料道路利用料(税込) 4,000 円
燃料サーチャージ 2,000 円、
積込料及び取卸料 5,000 円
附帯業務料：3,000 円
消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子
〒*****
栃木県〇〇市〇〇1-1-1
TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****
E-MAIL：*****@aaa.co.jp

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入 令和10年6月までに施行

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限 令和8年4月1日施行

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定 令和7年6月11日公布・即日施行

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

- トラック適正化2法が令和8年4月1日から一部施行され、違法「白トラ」を利用する荷主等への取締りが強化。
- 改正法は違法「白トラ」を行う者に関する従前の取り扱いを変更するものではないが、建設現場においては自家用ダンプカーが一定数使用されている実態があることも踏まえ、建設現場における混乱を回避する観点から、貨物自動車運送事業法における「建設現場等で使用する自家用ダンプカー」の取扱いを明確化する事務連絡を発出。
- 建設業団体の会員事業者向けに説明会を複数回開催するとともに、説明会の動画や事業者からの質問への回答を国土交通省のホームページに掲載することにより、関係者に対する周知徹底を図っている。

貨物自動車運送事業に関する規制の考え方（トラック適正化2法による変更なし）

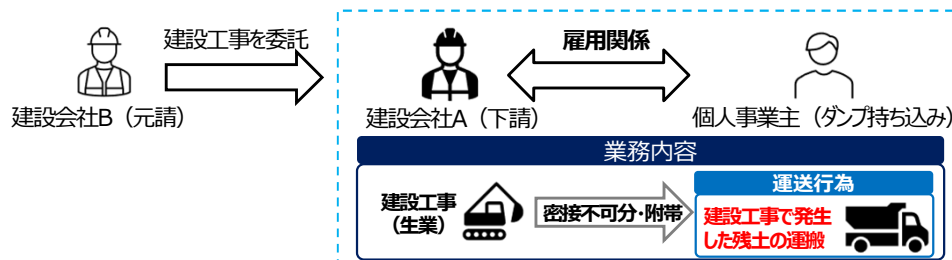
- ・ 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物の運送を事業として行う場合は、貨物自動車運送事業法の許可等が必要
- ・ 自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして貨物を運送する場合には、業としての運送を行っているとはいえず、貨物自動車運送事業法の許可等は不要と整理

改正法の施行に際して現場の混乱が特に懸念される個別分野の取扱いを明確化

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付事務連絡）

- ・ 以下の場合には貨物自動車運送事業法の許可等は不要
 - ① 建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合
 - ② 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして自ら運送を行う場合
- ・ 建設関連会社等が自ら運送を行っていると思われるためには、当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

<自家用ダンプカーの使用が認められる事例（②かつ個人事業主雇用のパターン）>



事務連絡の内容について関係者への周知を徹底

周知の状況

- 建設業等団体の会員事業者に対する説明会を実施し、これまで約2300名が参加。
 - ・ 建設業関係・・・日本建設業連合会、建設産業専門団体連合会、道路建設業協会、全国建設業協会、全国中小建設業協会
 - ・ 資材・骨材関連関係・・・全国生コンクリート工業組合連合会、セメント協会、日本砂利協会、日本砕石協会、日本アスファルト合材協会
- 国土交通省HP（トラック適正化2法サイト）を開設し、説明会の動画や事業者からの質問への回答（Q&A）を掲載

- ・ **本年4月より、トラック・物流Gメンが、違法「白トラ」に有償で運送を委託しているおそれや疑いのある荷主等に対する是正指導を行う**こととなった。
- ・ 違法「白トラ」への関与が疑われる荷主等の情報については**通報窓口まで**お寄せいただきたい。

<通報窓口：国土交通省HP>

自動車：荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省



【お寄せいただく荷主情報の記載例】

- ・ 中小メーカー（仮称：A製作所）が緑ナンバー事業者より安いという理由で、白ナンバーの個人事業者に運送費を支払って運送を依頼している。
- ・ 地方の家具店（仮称：Bホーム）が商品の運送を白ナンバーの個人事業者に運送費を支払って依頼している。
- ・ 農家（仮称：C農園）がリンゴの運送を白ナンバーの個人事業者に運送費を支払って依頼している。

<是正指導等の流れ>

